

## 講師派遣事業実施要項

### 1 目的

同和問題をはじめとする、あらゆる人権に関する問題に対する理解と認識を深めるため、自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修等に、当法人の職員を講師として派遣することにより、効果的な人権啓発研修等が実施できるよう講師派遣事業を行う。

### 2 対象

高知県内の自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修会を対象とし、原則、参加型体験型研修が可能な人数と時間が確保された研修会であること。

### 3 実施方法

- (1) 申込者は、まず、研修啓発課長と日程及び内容等について協議する。
- (2) 申込者は、(1)の内容に基づき、原則として実施日の1ヶ月前までに、「講師派遣依頼申込書」(様式1)に記入し、高知県人権啓発センターに提出する。
- (3) 高知県人権啓発センターは、「講師派遣依頼申込書」(様式1)受理後、講師派遣事業承諾書を申込者に送付する。

### 4 会場準備及び経費負担

- (1) 会場の設営等研修会の実施に係わる経費等は申込者が負担する。
- (2) 講師派遣に関する経費は予算の範囲内で高知県人権啓発センターが負担する。ただし、講師派遣に係る旅費については、申込者が負担することを原則とする。(負担が難しい場合は、高知県人権啓発センターと協議する)

### 5 その他

- (1) 日程等により、講師が派遣できない場合がある。
- (2) 研修内容等については、高知県人権施策基本方針に沿ったものであること。

#### 附則

この要項は、平成25年10月1日から施行する。

#### 附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。